\wedge



 \bigcirc

 \bigcirc

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第1408号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年11月15日金曜日 第1408号

•		~ ~	
•	告	示	
新たに生じた土地の確認	以(吉田町)		1273
字の区域の変更(")		1273
新たに生じた土地の確認	3 (")		1273
字の区域の変更(")		1273
新たに生じた土地の確認	3 (")		1273
字の区域の変更(")		1274
新たに生じた土地の確認	3 (")		1274
字の区域の変更(")		1274
新たに生じた土地の確認	3 (")		1274
字の区域の変更(")		1274
大規模小売店舗の変更の	届出の概要	等	1274
新たな土地改良事業の旅	5行の関係書	類の縦覧(4件)1275
町営土地改良事業の施行	可の同意(2	件)	1275
町営土地改良事業の施行	うの関係書類 かんかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか	の縦覧(2	件)1276
村営土地改良事業の施行	の関係書類	の縦覧	1276
解除予定保安林			1276
兼用工作物の管理の方法	まについて		1276
道路の区域変更(一般国	道 320 号)		1276
道路の区域変更 (県道宇	和島下波津	島線)	1277
道路の供用開始 (")	1277
道路の位置の指定(2件	ŧ)		1277
1	訓	令	
愛媛県処務細則の一部を	・改正する訓	今	1277
•	公	百	
争議行為の通知の公表			1278
教	文育委員会:	規則	
愛媛県県立学校管理規則	の一部を改	正する規則	1278
孝	文育委員会	訓令	
愛媛県生涯学習センター	- 処務規程等	の一部を改	正する訓令1278

示

告

○愛媛県告示第1800号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、吉田町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉田町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
吉田町大字立間尻字ハリカ谷甲5、甲24、甲25の3及び甲32の2、字ハリガタニ甲7の4、字針ヶ谷甲31並びに字大君ヶ浦甲97の2の地先	3 ,188 23

○愛媛県告示第1801号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第 1 項の規定により、吉田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生し	じた土地
子の石材	区域	面 積 (平方メートル)
大字 字 立間 ハリ 尻 カ谷	吉田町大字立間尻字ハリカ谷甲5、甲24 、甲25の3及び甲32の2、字ハリガタニ 甲7の4、字針ヶ谷甲31並びに字大君ヶ 浦甲97の2の地先公有水面埋立地	3 ,188 23

○愛媛県告示第1802号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、吉田町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉田町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
吉田町大字立間尻字ハリカ谷甲2の3、甲5及び 甲6の1並びに字ハリガタ二甲6の2の地先	367 90

- 111, - 1, 111 - 111, - 111 - 111, - 111 - 111, -

○愛媛県告示第1803号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第 1 項の規定により、吉田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

マの夕む		左記の区域に編ん	入する新たに生じ	た土地
字の名称		X	域	面 積 (平方メートル)
大字 立間 尻	字 ハリ カ谷	吉田町大字立間尻字ハリカ谷甲2の3、 甲5及び甲6の1並びに字ハリガタニ甲6の2の地先公有水面埋立地		367 90

○愛媛県告示第1804号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、吉田町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉田町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
吉田町大字立間尻字リュウオウサキ甲1の2から 甲1の4まで並びに字ハリカ谷甲2の3、甲2の 4及び甲2の7の地先	879 32

○愛媛県告示第1805号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第 1 項の規定により、吉田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

=04#		左記の区域に編ん	入する新たに生じ	た土地
字の名称		X	域	面 積 (平方メートル)
大字 立間 尻		吉田町大字立間尻字リュ の2から甲1の4まで並 甲2の3、甲2の4及び 公有水面埋立地	びに字ハリカ谷	879 32

○愛媛県告示第1806号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、吉田町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉田町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
吉田町大字知永字龍王 4 番耕地662の 2 並びに字 知永 4 番耕地663、 4 番耕地664、 4 番耕地665の 1 から 4 番耕地665の 3 まで、 4 番耕地666、 4 番 耕地667、 4 番耕地668の 1 から 4 番耕地668の 3 まで、 4 番耕地670の 2、 4 番耕地670の 3、 4 番 耕地675の 2、 4 番耕地679の 1、 4 番耕地679の 2、 4 番耕地680、 4 番耕地682の 2、 4 番耕地12 76及び 4 番耕地1276の 2 の地先	OQ 01a 1

○愛媛県告示第1807号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第 1 項の規定 により、吉田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届 出があった。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

マの名称	左記の区域に編入する新たに生	上じた土地
子の名称	区 域	面 (平方メートル)
大字 字知永知永	字の名称 区 域	

○愛媛県告示第1808号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、吉田町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉田町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
吉田町大字奥浦字楠ヶ浦乙239の2、乙240の1、 乙242の1及び乙242の2の地先	1 291 .14

○愛媛県告示第1809号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、吉田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称		左記の区域に編	入する新たに生じ	た土地
		X	域	面 積 (平方メートル)
	小字 楠ヶ 浦	吉田町大字奥浦字楠ヶ浦 240の1、乙242の1及び 先公有水面埋立地		1 ,291 .14

○愛媛県告示第1810号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局 産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町五丁目 1 番地 1	駐車場の収容台数	2 024台	1 960台	平成14年 10月28日	平成14年 10月28日
		駐車場の自動車の出入口の 数	19箇所	18箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工 労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第1811号

新居浜市旦之上土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・小河谷地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・小河谷地区)計画書の写し
- (2) 新居浜市旦之上土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成14年11月18日から12月13日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

○愛媛県告示第1812号

新居浜市萩生土地改良区から認可申請のあった新たな土地 改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・馬渕 新田地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法 第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供 する。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・馬渕新田地区)計画書の写し
- (2) 新居浜市萩生土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成14年11月18日から12月13日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

○愛媛県告示第1813号

新居浜市吉岡泉土地改良区から認可申請のあった新たな土 地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・蔵 の内東地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法 (昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・蔵の内東地区)計画書の写し
 - (2) 新居浜市吉岡泉土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成14年11月18日から12月13日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

○愛媛県告示第1814号

新居浜市松神子土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・又野東地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道) ・又野東地区)計画書の写し
- (2) 新居浜市松神子土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成14年11月18日から12月13日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

○愛媛県告示第1815号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、松前町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・筒井地区)の施行 に平成14年11月1日同意した。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1816号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の

規定により、松前町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・西古泉地区)の施 行に平成14年11月1日同意した。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1817号

肱川町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・長瀬地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい 排水)・長瀬地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成14年11月18日から12月13日まで

3 縦覧場所

肱川町役場

○愛媛県告示第1818号

肱川町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・道野尾地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月15日

道野尾地区)計画書の写し

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・

2 縦覧期間

平成14年11月18日から12月13日まで

3 縦覧場所

肱川町役場

○愛媛県告示第1819号

内海村から協議のあった村営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・柏地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

村営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・

柏地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成14年11月18日から12月13日まで

3 縦覧場所 内海村役場

○愛媛県告示第1820号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所 西宇和郡三崎町明神 431 の 3 から 431 の 5 まで
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第1821号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び愛媛県今治地方局に備え置いて縦覧に供する。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 河川の名称
 - 二級河川蒼社川水系蒼社川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 蒼社川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置 今治市高橋甲 492 - 3番地地先から同市高橋甲 209 - 2 番地地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所 道路管理者 今治市 今治市別宮町一丁目4番地1
- 5 管理の内容
- (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路 肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設 又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下 同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、 改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間

平成14年11月15日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1822号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道		220日		宇和島市和霊中町三丁目909番8地先から			メートル 5 0~18 0	キロメートル 2 576	
	320号		同市柿原甲1549番 1 地先まで			0	0		

○愛媛県告示第1823号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延 長	備考
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	空和自工油油自纳				メートル 7.7~32.3	キロメートル 0 .113	
県 道 宇和島下波津島線 北宇和郡津島町北灘字作り網代第7号109番7			新	7 .7 ~ 32 .3 5 .0 ~ 7 .5	0 .113 0 .113		

○愛媛県告示第1824号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	り種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道 宇和島下波津島線 北宇和郡津島町北灘字作り網代第7号109番7					平成14年11月15日						

○愛媛県告示第1825号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

川之江市金田町金川字黒太夫 304 番7、304 番12、341 番3、342 番1 及び348 番3

- 2 申請人の住所氏名 川之江市上分町 550 番地 1 毛利不動産有限会社 代表取締役 毛利 拳夫
- 3 図面省略

○愛媛県告示第1826号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

大洲市田口字谷屋敷乙56番1、乙57番1及び市木字平坂1121番5並びに市木字平坂1121番5地先里道

- 2 申請人の住所氏名 松山市清住二丁目1087番地 1 株式会社ドゥエル 代表取締役 杉野 康平
- 3 図面省略

訓令

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第81条の見出し中「私事旅行、」を削り、同条第1項中「 私事旅行又は」を削り、「私事旅行(転地療養)届」を「転 地療養届」に改め、「転地療養にあつては」を削る。

「様式第17号(第77号関係 様式第17号中「様式第17号」を

) 出勤簿

(出 勤 簿)」

様式第18号中「(第78条関係)」を「(第78条関係) 年 次休暇簿」に改め、同様式中

休暇を	受ける	3	
事	E	Ħ	
~~~~~		~~~	を削る。
~~~~~		~~~	
		L	

様式第22号中「私事旅行(転地療養)届」及び 転地療養

届 を「転地療養届」に改め、同様式2中「旅行先又は」を 」 削る。

様式第24号中「様式第24号」を「様式第24号(第82条関係

「電 報

) 住所届」に改め、 特 使 を削る。

伝言 」

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際現に保管されている改正前の愛媛県処 務細則様式第17号及び様式第18号の規定による書類は、改 正後の愛媛県処務細則様式第17号及び様式第18号の規定に よる書類とみなす。
- 3 この訓令施行の際現にある改正前の愛媛県処務細則様式 第17号及び様式第18号の規定による書類の用紙は、当分の 間、これを訂正して使用することができる。

公 告

〇公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長藤波武男から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成14年11月6日あったので公表する。

平成14年11月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成14年度年末一時金・その他
- 2 日時 平成14年11月17日正午以降本問題が完全解決に至 る間

3 場所

病	院	名	所	在	地
財団法人	創精会		松山市美洲	尺一丁目1	0の38
医療法人	敬愛会久治	长病院	松山市南ク	ス米723	
医療法人 分会	清和会和在	ホスピタル	北条市柳原	京739	
医療法人	鶯友会牧鄉		松山市菅沙	尺町甲115	1თ 1
財団法人	真光会		松山市南部	高井1491	
医療法人	北辰会また	なべ病院	西条市氷見	見丙477	
	新居浜精礼 兵精神病院	申衛生研究所	新居浜市村	公原町130	D47
医療法人	十全会十分	全第二病院	新居浜市角	角野新田 田	J1の1の
八幡浜医郎	币会立双岩纲	病院	八幡浜市著	吉山4番	讲地163
社団法人	八幡浜医館	币会	八幡浜市区	☆瀬一丁[∃7の17

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を 単独又は併用して実施する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第18号

愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年11月15日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛媛県県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則 第21号)の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第26条第1項中「具して、校長の承認を受けなければ」を「記載した書面を校長に提出しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局 生涯学習センター 総合科学博物館 歴史文化博物館 美 術 館

愛媛県生涯学習センター処務規程等の一部を改正する訓令 を次のように定める。

平成14年11月15日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県生涯学習センター処務規程等の一部を改正する 訓令 (愛媛県生涯学習センター処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県生涯学習センター処務規程(平成12年4月愛 媛県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する

第5条第4号中「、私事旅行(所長の県外私事旅行を除 く。)」を削る。

(愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県総合科学博物館処務規程(平成12年4月愛媛 県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。 第5条第4号中「、私事旅行」を削る。

(愛媛県歴史文化博物館処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県歴史文化博物館処務規程(平成12年4月愛媛 県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。 第5条第4号中「、私事旅行」を削る。

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県美術館処務規程(平成12年4月愛媛県教育委 員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「、私事旅行」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成14年11月15日	愛 媛	果	報	第1408号